

主任技術者または監理技術者の専任について

国または地方公共団体が発注する施設または工作物に関する建設工事で、工事1件の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合、主任技術者または監理技術者は工事現場ごとに専任の者でなければなりません。

令和6年12月13日施行の建設業法（昭和24年法律第100号）の改正により、要件に適合する工事に関しては兼任が可能となりました。本市においても、専任義務の緩和について下記の通り取り扱います。

1. 主任技術者または監理技術者の専任配置の特例

（1）専任特例1号（主任技術者または管理技術者）

以下のすべての要件に適合すれば、主任技術者または監理技術者は専任を要する工事を兼務することができる。

①請負金額

各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。工事途中でその額を超えた場合は、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者または管理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

②工事現場間の距離

建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者または監理技術者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね片道2時間以内であること。その判断は通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

③下請次数

当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。工事途中でそれを超えた場合は、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者または管理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

④連絡員の配置

当該建設工事に置かれる主任技術者または監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

【連絡員の要件】

- 1）当該建設工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有する者を置くこと。
- 2）各工事ごとに置くこと。（1つの工事に複数人の配置も可能。1人の連絡員が複数の工事

との兼務も可能。)

- 3) 専任や常駐は必要なく、直接的・恒常的雇用関係も必要ないが、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要。

⑤ 施工体制を確認する情報通信技術の措置

当該工事現場の施工体制を主任技術者または監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。情報通信技術は、CCUS または CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

⑥ 人員の配置を示す計画書の作成、保存

当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。当該計画書は、当該建設工場の目的物の引渡しをしたときから5年間、当該建設工場の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

(国土交通省 HP「監理技術者等の専任義務の合理化・営業所技術者等の職務の特例」に参考様式あり)

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 主任技術者または監理技術者の氏名

ハ 主任技術者または監理技術者の1日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込みおよび労働時間の実績

ニ 各建設工事に係る次の事項

(イ) 当該建設工場の名称及び工事現場の所在地

(ロ) 当該建設工場の内容 (建設工場の種類)

(ハ) 当該建設工場の請負代金の額

(ニ) 工事現場間の移動時間

(ホ) 下請回数

(ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験 (実務の経験は、土木一式工事または建築一式工事の場合に記載)

(ト) 施工体制を把握するための情報通信技術

(チ) 現場状況を把握するための情報通信技術

⑦ 現場状況の確認のための情報通信機器の設置

主任技術者または監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。情報通信機器については遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよく、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば山間部等において遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

⑧ 兼任現場数

兼務する建設工場の数は2を超えないこと。

なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を兼務する場合は、専任を要しない工事現場についても②～⑧の要件を満たす必要がある。

(2) 専任特例2号 (監理技術者)

工事現場ごとに管理技術者補佐を専任で配置することで、管理技術者は専任を要する工事を兼務することができる。

兼務できる工事現場数は2つまで。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模および施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元受としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ること。

【監理技術者補佐の要件】

次のいずれかに該当する者。ただし、建設工事の種類が機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事または清掃施設工事の場合は、②に限る。

- ①請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ、またはハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）
- ②請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。

(3) 同一の主任技術者が兼任できる場合 (主任技術者)

密接な関連のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。

- ①工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事または施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合。

(例)・2つの現場の資材の調達を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの

・工事の相当の部分を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

- ②1人の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件までとする。

(4) 同一の主任技術者等が兼任できる場合 (主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐)

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物または連続する工作物である場合は、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

- ①すべての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ること。
- ②これら複数工事に係る下請金額の合計を5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。
- ③これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上となる場合、主任技術者または監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。なお、(4)を適用した場合は一の工事現場との考えとなるため、(1)～(3)の特例を併用することは可能である。

(5) 留意事項

同一の主任技術者または監理技術者が、(1)専任特例1号を活用した工事現場と(2)専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

2. 専任を要しない期間

主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も発注者との間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要。

- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。)
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生または埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作のみが行われている期間
- ④工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間(なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間(検査日含む)も専任を要しない。)

※主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐については、前述の①～④うち②に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る)の専任の主任技術者、管理技術者または監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法(同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要)について、発注者の承諾を得る必要がある。